- 平成七年四月九日施行の山形県議会議員一般選挙における被告の当選は、これ を無効とする。
- 被告は、本判決が確定した日から五年間、東田川郡選挙区において行われる山 形県議会議員選挙において、候補者となり、又は候補者であることができない。 訴訟費用は、被告の負担とする。

## 事実

- 申立

原告は主文同旨の判決を求め、被告は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は、原 告の負担とする。」との判決を求めた。

- [以下、「法」とは、平成六年法律第一〇五号による改正後の公職選挙法をいう] 請求原因
- 被告は、平成七年三月三一日告示され、同年四月九日施行された山形県議会議 員一般選挙(以下「本件選挙」という)に東田川郡選挙区(以下「本件選挙区」という)から立候補して当選し、同月一二日、山形県選挙管理委員会からその旨告示 され、現在、同県議会議員に在職中の者である。
- Aは、本件選挙における被告の選挙組織である選挙対策本部事務局員として、 その選挙運動の計画を立案して実質的な決定をなし、このほか当該選挙運動に従事する者に対する指揮等を行っていた者であり、法二五一条の三第一項にいう「組織 的選挙運動管理者等」に該当する者、Bは、同本部の本部長兼総括責任者として同 本部を代表していた者であるが、本件選挙に当り、Aは平成七年二月上旬頃、Bは同月中旬頃、それぞれ被告との間で、同本部を組織してこれにより選挙運動を行うことにつき意思を通じ、以後、同本部においては、Aが中心となって、同年二月上旬頃から、被告のため選挙運動とその準備を行っていた。また、Cは、被告の配偶 者であり、同年三月上旬頃以降、被告と意思を通じて選挙運動をしていた。
- 3 A及びCは、本件選挙に際し、本件選挙区から立候補する決意を有していた被 告に当選を得させる目的をもって、
- (一) 共謀の上、同年三月一六日頃、山形県東田川郡〈地名略〉の二所在の被告方において、被告への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、本件選挙区の選挙人で、かつ、被告の選挙運動者であるD及びEに対し、それ ぞれ金一〇万円を供与し、一面、立候補届出前の選挙運動をし
- Dと共謀の上、同月一七日頃、同郡<地名略>の三所在の同人方におい て、前同様の趣旨の報酬として、本件選挙区の選挙人で、かつ、被告の選挙運動者 であるFに対し、現金七万円を供与し、一面、立候補届出前の選挙運動をし、 もって、法二二一条第一項第一号等の罪を犯したところ(以下、これらを「本件選挙違反」という)、同年六月六日、山形地方裁判所鶴岡支部において、右の罪により、いずれも禁錮以上の刑である懲役一年二月(ただし、四年間執行猶予)に処せ
- られ、それらの刑は同月二一日確定した。 4 よって、検察官である原告は、法二五一条の三第一項及び同法二五一条の二第 一項により、本件選挙における被告の当選は無効であり、かつ、被告は、本件につ いての原告勝訴の判決が確定した日から五年間、本件選挙区において行われる山形 県議会議員選挙において、候補者となり、又は候補者であることができないと認め、法二一一条第一項に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める。
- 請求原因に対する認否
- 1
- 請求原因1の事実は認める。 同2の事実中、Bが被告の選挙対策本部の本部長兼総括責任者として同本部を 代表していた者であること及びCが被告の配偶者であることは認めるが、その余の 事実は否認する。なお、選挙運動の計画立案は、被告の後援会であるマルミチ道和 会の合議において決せられるものであり、Aは単なる事務的な分担者にすぎない。
- 同3の冒頭の事実は否認するが、その余の事実は認める。
- 同4の主張は争う。 4
- 抗弁
- 免責(法二五一条の三第二項第三号)

被告は、選挙浄化の責任を果すため、選挙対策本部事務所内、連絡所の各事務所内 に、買収、供応行為等を禁ずる旨のポスターを貼付したほか、選挙対策本部役員、 運動員及び各連絡所内の責任者、運動員等に対し、法に反することがあると、折角 当選してもこれが無効になったり、五年間の立候補制限を受けることがあるので、

絶対に選挙違反を起こさないよう訓示していた。また、事務所開きの際、参集した有権者に対し演説した場合も、同様に連座制の趣旨を説明して選挙浄化を訴えてい たのである。したがって、本件選挙における被告に対しては、同法条第一項の適用 はないというべきである。

憲法三一条違反

法(前記改正にかかる公職選挙法)の公布日は平成六年一一月二五日、その施行日は同年一二月二五日であるところ、本件選挙の告示日は平成七年三月三一日であり、投票日は同年四月九日であって、法律の改正の場合、通常、その周知期間は、最低でも六ケ月を要するとされていることに比較すると、本件の法改正の周知期間は余りに短く、改正内容が選挙運動員や支持者に周知徹底されていたとは到底いたないが記されていたとは到底いた。 ない状況であった。前記1のとおり、被告は選挙違反防止に努めていたにもかかわ らず、本件選挙違反が起きたことは、右周知期間の絶対的不足が決定的要因となっ ている。加えて、本件の基礎事実たる違反行為は、その違法性の程度からして可罰 性に疑問があり、このような選挙違反について連座制を適用することは、憲法三-条に違反する。

裁量棄却

本件選挙違反における金員の授受は、もつぱら経費であるとの認識の下になされ、 かつ、後日、その領収証等が発行されることも確実であったし、清算も行われる予 このような違法性の極めて小さい金銭の授受を刑事事件として立件 正であった。このような遅ば日の極めて小さい並或の技文を刑事事件として立け し、その有罪判決が確定したからといって、それを基礎事実とする当選無効等の訴 訟を提起することは権利の濫用であり、裁量権の逸脱である。また、被告は、本件 の金銭授受行為の有無に関係なく、他地区の投票数によって優に当選を果している のであって、この選挙人の意思を無視すべきではない。これらに前記2のような改 正法の周知期間の絶対的不足や、本件の刑事事件の内容、被告の当選の状況その他 一切の諸事情を斟酌すれば、本件請求は裁量的に棄却されるべきである。

抗弁に対する認否

抗弁1ないし3の主張は争う。

第三 証拠(省略)

〇 理由

争いのない事実と争点

被告が平成七年四月九日施行の本件選挙に本件選挙区から立候補して当選し 同月一二日、山形県選挙管理委員会からその旨告示され、現在、同県議会議員に在 職中の者であること、Bが本件選挙における被告の選挙対策本部の本部長兼総括責 任者として、同本部を代表していた者であること、Cが被告の配偶者であること は、いずれも当事者間に争いがない。また、請求原因3の事実(本件選挙違反) 中、冒頭の部分(AとCが被告に当選を得させる目的をもっていたこと)以外は当 事者間に争いがなく、右除外部分の事実については、刑事事件の判決が確定している以上、当裁判所としては右判決内容に拘束され、その認定を前提として当選無効等の宣言をすべきか否かの判断をしなければならず、それで足りるのである。 こしたがって、本件の争点は、Aが法二五一条の三第一項にいう「組織的選挙運動管理者等」に該当するか、Cが被告と意思を通じて選挙運動をしたが、Aの選挙 違反について被告主張の免責事由(無過失)が認められるか、本件当選無効等の請 求が憲法三一条に反するか、右請求について裁量的な棄却をなすべきであるか否か の諸点である。

第二 認定事実

成立に争いのない甲第七ないし第四二号証、原本の存在とその成立に争いのな い乙第六号証によれば、以下の事実が認められる。

被告は、以前、余目町議会議員をしていたが、その二期目の任期を残した昭和 五四年に山形県議会議員の選挙に立候補し、その時は落選したものの、その後の昭 和五八年の県議会議員の選挙で当選し、以後、昭和六二年と平成三年の選挙でも再 選された。昭和五八年頃、被告の後援会としてマルミチ道和会(以下「道和会」という)が作られたが、これは従来の「Gをはげます会」の名称を変えたものであり、「マルミチ」とは、被告の経営していた株式会社マル道砂利(現在の代表取締 役はC)からとったものである。道和会は、選挙がない時には、ゲートボール大会 などの親睦行事を行ったり、会報を作る程度の活動しかしていないが、選挙が近づ くと道和会の組織を利用した選挙対策組織を作り、被告を当選させるための運動を展開していた。道和会の本部事務所が置かれてある「マルミチ会館」は、被告の自 宅と棟続きである。道和会には、本部のほか、各町村単位に総括支部があり、その

下に地区支部、さらにその下に部落支部が置かれ、それぞれ総括支部長や、支部長が置かれていたが、総括支部は選挙の際、選挙運動の拠点となる選挙対策連絡所の責任者(総括支部長)を決めるだけの存在にすぎず、部落支部も普段は実体のない存在であった。

2 平成七年当時の道和会の会長は、Cの従兄弟にあたる余目町議会議員のHであり、事務局長はかねてから被告と付合いのあったIで、他の役員としては、以前から被告を応援してきたJ、A、B、K、Lなどがいたが、道和会の常勤の職員としてはAがいるだけであった。Aは、昭和五五年に余目町の職員を退職後、株式会社マル道砂利の事務員となり、昭和六〇年三月に同会社を退職後、道和会の職員となったものであるが、選挙がないときは、殆ど道和会の仕事がないため、必ずしも毎日出勤していたわけでもないし、出勤したときもマル道砂利の電話番のようなことをしていた。

3 被告の昭和五八年と昭和六二年の選挙に際しては、Jがいわゆる選挙参謀となり、支持者の名簿などを活用して票読みをしたり、より幅広い支持を得るのにといて選挙の進め方を計画したり、よが高齢を理由に基づいたるとしていたが、平成三年の選挙の際は、Jが高齢を理由に、参謀役から引選挙したが、平成三年の選挙の際は、Jが高齢を理由に、参謀役から同選挙をしたの手伝いをしていたAが選挙参めるれに基づした。同選挙運動のをしたり、運動員を指揮したりする立場に表の表話を見られる形と見られるのでは、道和会の役員会に意見を提案し、を得てから事を進入のであるとも、近れるのが実情であり、Aは全く関与していなかった。といいており、Aは全く関与していなかった。

4 平成七年の本件選挙には、有力な新人の立候補が予想されたため、選挙戦は相当厳しいものとなる情勢であり、被告は、一時は立候補を断念しかけたものの、局、立候補することを決意し、平成六年秋頃、その旨をAに伝えた。Aは、平成三年の選挙の際、年が明ける前から選挙対策組織を作り、選挙運動を事実上のので中だるみし、選挙戦終盤で当時のところ、出足は好調であったものの、途中で中だるみし、選挙戦終盤の当時があるのに苦労した経験から、本件選挙に際しては、年が明けてから選挙の役員会招集中の人間である。そして、平成七年一月中旬、Aは、道和会の役員会招集に告を向り、Jが「選挙準備計画」と題する書面を作成した。同月一九日、本件選挙に、Jが「選挙準備計画」と題する書面を作成した。同月一九日、本件選挙に、Jが「選挙準備計画」と題する書面を作成した。同月一九日、本件選挙に、Jが「選挙準備計画」と題する書面を作成した。同月一九日、本件選挙に、Jが「選挙準備計画」と題する書面を作成した。同月一九日、本件選挙に、Jが「選挙準備計画」と題する書面を作成した。同月一九日、本件選挙に、Jが「選挙準備計画」と題する書面を作成した。同月一九日、本件選挙に、日間、選挙を記述といる。

の決定、道和会の総括支部長兼連絡所の責任者の人選、選挙運動方針の決定等についても、Aから直接あるいはCを介して被告に報告されていた。

6 本件選挙においても、資金面の管理はCが担当することになり、同女は、平成 七年二月下旬以降、夫である被告が所属政党からの公認料や支援者からの陣中た として受領した現金をその都度被告から預かり、これを必要の都度支出して 名連絡所で必要とする事務所の賃料、水道光熱費、通信費、交通費等につい ては、原則として後払いとし、各連絡所の責任者に立替払いをしてもらった場合 合力で、投票日のあとに請求書や領収証を添えて請求が直接Aに対してされる 各責任者らに指示していたが、投票日以前にも右請求が直接Aに対してされる 各責任者らに指示していたが、投票日以前にも右請求が直接Aに対してされる を も多く、Aはその請求をCに取り次いで金員を預かり、それをこれらの責任者 を 支払う場合もあった。なお、選挙運動に関する支出は、本来、出納責任者は、 とが法の原則であるが、被告の選挙対策組織においては、出納責任者は、選挙と とが法の原則であるが、被告の選挙対策組織においては、出納責任者は、 要員会に報告する収支報告などの書類の作成に署名押印するだけの存在であり、 際の資金の収支管理はCが行っていた。

7 同年二月二八日に余目、立川、三川、泉の、同年三月一〇日に櫛引、朝日の、 同月一三日に手向、藤島の、各連絡所の事務所開きが行われ、同月二二日には、広 瀬の事務所開きと、既に事務所開きを終えていた余目の連絡所を選挙対策本部事務 所に衣替えするための祈願祭等が行われたが、これら事務所開き等の日程も、Aが 各連絡所の責任者に指示したものである。右余目の事務所は、前記道和会の本部事 務所とは別の場所にあり、同所が表向きの選挙対策事務所となっていたが、実質的 な選挙運動の指揮は、Aがマルミチ会館にある本部事務所でとっていた。Aは、前 記各事務所開きに際し、道和会の各役員らに出席を依頼して、挨拶と被告への投票呼掛けをしてもらったほか、被告にも事務所開きの際の挨拶を要請した。ただ、三月一三日の手向の連絡所の事務所開きに当っては、被告本人の都合がつかなかった ため、代わって妻のCに挨拶に出掛けてもらうことにしたところ、Cは、あまり人 前に出たがらない性格で、当初その出席を渋っていたが、結局、Aに説得されて同 連絡所に赴き、集まった支援者の前で挨拶をした後、同連絡所の責任者であるDの依頼で、その近くにある数軒の有権者の自宅を訪問し、被告への投票を依頼した。 Aは、同年二月下旬から三月上旬頃にかけ、三川町の町議会議員で被告の支持 者であるNから、他の陣営では、候補者本人が有権者の家を回って支持を集めているので、せめて被告の妻に三川町に来てもらい有権者の家を回るようにしてほしい との要請を受けたため、Cにその旨を伝えたところ、同女は最初は尻込みしていたが、Aを通じて再三Nからの要請があったことや、夫である被告に相談したとこ ろ、被告からもそれ位はするようにと言われたため、これに応ずることとし、同月 上旬、三川町に赴き、Nの案内で、地元の有権者五〇ないし六〇軒位を回り、被告 への投票を依頼した。また、Cは、やはりAの要請で、同年三月二七日、羽黒町の手向地区にある二ケ所の公民館で、夫である被告への投票を呼び掛けたほか、同月三一日の告示日に余目駅前の神社で被告が選挙運動の第一声をあげた際、被告の隣 に付き添い、集まった聴衆に頭を下げ、被告への投票を依頼した。

領収証を要求したことはない。以上の事実が認められる。

二 もっとも、証人」、同I、同Aの各証言及び被告本人尋問の結果中には、右認定に反し、本件選挙の選挙運動の企画、立案等は、Jが全般を指導し、総括責任者のBと事務局長のIが参謀的な立場に立ちながら、道和会の役員会で決定されていたものであり、Aは、事務職員として、それら役員会で決定された事項を伝達、連絡していたにすぎず、別紙選挙対策組織図に記載された選挙対策本部の役割分担等も、JとIが相談して決め、それをAが清書したものである旨の供述部分がある(成立に争いのない乙第七号証のDの陳述書の記載も同旨)。

しかしながら、前記一掲記の甲号各証によれば、右各証人らはいずれも、請求原因 3の選挙違反の刑事事件の捜査段階においては、検察官の取調に対し、Aが本件選 挙運動の計画の立案から実行に至るまで中心的な役割を果していた旨を一致して相 当具体的に供述しているところ、これら供述調書の任意性や信用性に疑問を投げか けるべき事情も見当らない。前記各証人らは、本件選挙違反についての刑事責任の 追及が他の道和会の関係者に及ぶことを虞れるとともに、余目町の町議会議員の選挙に立候補していた被告の関係者に悪影響が及ぶことを懸念し、検察官に誘導され るまま、すべての責任をAになすりつける供述をし、Aも責任を自分一人でかぶる つもりで同様の供述をしたなどと述べるが、前記甲号各証によれば、右捜査段階に おいて、AとC以外の選挙関係者が刑事責任を追及される具体的な虞れがあったと は認め難いし、右各証言等によっても、右町議会議員選挙に及ぼす影響なるものは 極めて抽象的で漠然としたものであり、そのような事情だけで、各証人らが、犯罪 事実の成否に直接関わるものでもない事柄について、揃って虚偽の供述をしたとは 考え難い。さらに、前掲甲第三七、第三八号証によれば、保釈後の刑事事件の公判 廷においても、Aは、選挙に関しての大まかな計画は同人が決めていたものであ り、事務所開きをいつ行うか、その際、道和会の役員の誰を派遣するか等も同人が 決めて指示していたこと、手向の連絡所の事務所開きにCが行ったのもAの依頼に よるものである旨述べているほかCも、本件の選挙運動はAが取り仕切っていたの が実態であることを認めているのであって、これらの事実に照らせば、本件の選挙 運動の組織と実態、その中でAが果した役割は前記のようなものと認めるほかな く、これに反する前記各証言等は採用し難い。

以上のほか、前記認定を左右するに足る証拠はない。 第三 判断

## Aの選挙違反による当選無効等について

1 前記認定事実によれば、本件選挙に関し、AとBは、遅くとも平成七年二月中旬頃までには、被告のため、道和会の組織を利用した選挙対策本部により選挙運動を行うことにつき、被告と意思を通じていたことは明らかであるし、Aは、右選挙運動について、同本部の各部署や、その各支部に相当する連絡所の責任者を選任たほか、各連絡所の事務所開きの日時を決定して各責任者に指示するとともに、事務所開きに際しては、道和会の各役員や被告らの出席を要請し、また、個人演説会を中止して、街宣活動に力を入れるという方針を立て、さらに、被告の妻であるとして、三川町の有権者の家を回らせたり、現金供与をさせるなど、本件の選挙計画の立案・調整、運動方針の決定、運動員の指揮監督等を行っていたものであるから、法二五一条の三第一項にいう組織的選挙運動管理者等に該当することは明らかである。

2 被告は、抗弁1記載のとおり、被告が選挙浄化の責任を果すため、買収等を禁

ずるポスターを貼ったり、選挙違反を起こさないよう訓示するなどしていたから、 法二五一条の三第一項の適用はない旨主張し、乙第四、第五号証のポスター(連絡 所及び事務所内では飲酒を絶対に禁止するという内容のもの)を提出するほか、証 人I、同Aの各証言及び被告本人尋問の結果中には、右主張に沿う供述部分があ る。

それでもなお管理者において買収等の選挙犯罪をしたとすれば、それはその者限り の責任であるとして、このような場合には連座制の適用が免除されうると解するの が相当である。

ら、抗弁1の無過失免責の主張は理由がない。 二 Cの選挙違反による当選無効等について

Cは被告の配偶者であるところ、前記認定事実からすれば、同女は、被告のため選挙運動の資金を管理し、必要の都度これを支出していたほか、被告と相談の上、三川町の有権者の家を回るなどしており、本件選挙に当り、被告と意思を通じて被告のため選挙運動をしていたことは明らかであるし、同女の選挙違反について、なんらかの免責事由があることの主張、立証はない。

三憲法三一条違反について

一被告は、本件の法改正の周知期間が通常の場合に比して短く、改正内容が選挙運動員らに周知徹底されていたとはいえないこと、被告が選挙違反防止に努めていたにもかかわらず、本件違反が起きたのは、このような周知期間の不足が決定的要因となっていること、さらに本件違反行為は、違法性の程度が低く、可罰性に疑問があることなどから、本件選挙違反に連座制を適用することは憲法三一条の精神に反すると主張する。

しかし、被告が必ずしも選挙違反防止のための努力を尽くしたといえないことは前記一2のとおりであるし、本件選挙違反が決して軽微なものではなく、違法性が低いものでもないことは、刑事事件の判決(成立に争いのない甲第二号証の一、二)が指摘するとおりであり、被告主張のように法改正の周知期間が必ずしも長くなかったことを考慮しても、本件選挙違反により被告の当選を無効とすること等が憲法三一条に反するとはいえない。

四 裁量棄却について

報告は、本件程度の選挙違反があったからといって、当選無効等の訴訟を提起するのは権利の濫用であり、裁量権の逸脱である旨、また、被告は本件の金銭授受高点に当選するだけの投票を得ており、このように被告を県議の有無にかかわらず優に当選するだけの投票を得ておらに、改正法の周知期間の定式が、改正法の周知主張の意思を無視すべきではないであるとのであるとは前記を表慮して、本年であるとは前記を表して、本年の選挙違反にあるとは解し難い。なお、本件選挙違反におり領別であるが、そもであるとは解し難い。なお、本件選挙違反におり領別であるが、その領収証の発行われる予定であったとも主張するし、市記になるとも確実であったし、前記であるともを表別であるとのであるとは被告自身説明しているところであるが、その領収証の発行や、清算が予定されていたとも認め難い(乙第八、おら号証が後日作成されたものであることは被告自身説明してあるところであるが多にない)。

したがって、この点についての被告の主張も理由がない。

第四 結論

よって、法二一一条第一項に基づく原告の本訴請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき、行訴法七条、民訴法八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 小林啓二 及川憲夫 小島 浩) 別紙(省略)